

正平十三年六月十八日

(五條良氏)
修理權大夫判

島津上總三郎右衛門尉館、

二十一日、戊子義詮、田原直貞ニ、西國ノ征討ヲ告ゲテ、軍忠ヲ致サシム、

〔竹田津文書〕後○豊

鎮西徒退治事、已所差遣討手也、相談同心之輩、可致忠節之狀如件、

延文三年六月廿一日

(義詮)
(花押)

豊前藏人三郎入道殿

○義詮、直貞ノ大友氏時ニ應ゼルヲ褒スルコト、十二月二十七日ノ條

ニ見ユ、

二十三日、庚寅南黨前備中守某、兵糧料所トシテ、安藝飯室郷内湯屋一分竝

ニ東原地頭職ヲ、吉河左近將監某ニ預ク、

〔吉川家什書〕十四 左近將監御代

(端裏書)
いゝむろ

安藝國飯室郷内湯屋一分地頭職并東原地頭職等事、爲兵糧料所々預置也、

早任先例、可有其沙汰之狀如件、

南朝正平十三年 北朝廷文三年六月二十一日 二十三日